

JU宮崎オートオークション運用規定

第1章 総則

1. 制定の目的

この運用規定は中商連オートオークションの定める統一ルールを基準とし、JU宮崎が運営するオートオークションにおいて、クレーム、ペナルティーの具体的運営事項を定めることにより、参加者への信用と利便性を向上させることを目的とします。

2. この運用規定の効力

この運用規定は、中商連オートオークション運営規程の一部として定め、JU宮崎はこれを遵守し、公平な運営を行うものとします。

なお、JU宮崎の規約と中商連統一ルールが抵触した場合は、統一ルールを優先とします。

第2章 出品

1. 出品店の申告義務

出品店は、出品申込書の記入にあたり、車検証に基づいて必要事項を洩れなく、かつ、正確に記入し（JU宮崎が指定した期日までに車両を搬入しなければならない。但し、JU宮崎が許可した場合はこの限りではありません。）なくてはなりません。

なお、虚偽記入、誤記入、記入洩れ等があった場合は、すべて出品店の責任となります。

2. 出品店注意事項

出品店は、以下の事項に注意を払い、出品申込書の記入を行ってください。

- ① 出品店は、不具合箇所・欠品等について記入する必要がある、紛らわしい記載の場合、JU宮崎の判断によりクレームとなることがあります。

特にエンジン、ミッション等の重要箇所の不具合は誠実な申告を行ってください。

- ② 車検付きの車両を出品する場合は、出品申込書に車検年月、登録番号を記入する必要があります。

車検付きの出品車両は、ナンバープレートが装着されていることが出品の前提となりますので、名義変更申請中車両（登録車）は法令順守の関係から出品できません。

- ③ 出品申込書の注意事項申告欄は、車両の不具合（不良）内容を、不良箇所、状況とも具体的に記入するためのものです。また、標準装備品の欠品、社外品装着がある場合もその内容を記入してください。

記入漏れ、又は、紛らわしい記入内容であるとJU宮崎が判断した場合はクレームとなることがあります。

- ④ 出品申込書のセールスポイント欄は、出品車両のアピールポイント（純正・社外品を問わず装備品、ワンオーナー等）を記入するためのものです。なお、セールスポイントに記入できる装備品は、正常に作動することが前提となります。

セールスポイントに記入した装備品が不良の場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとなります。

また、セールスポイント欄外に記載の場合であっても、瑕疵内容以外の記載と判断できるものは、JU宮崎の判断により、セールスポイントと同等の扱いとすることがあります。

- ⑤ 出品車両の乗車定員は、出品申込書に記入する必要があります。

バンの1列シート、ワゴンの2列シートの乗車定員が未記入の場合等には、JU宮崎の判断によりクレームとなることがあります。

- ⑥ 輸入車を出品する際は、ディーラー車・並行車、モデル年式、登録年月を記入する必要があります。なお、未記入の場合は、不明として取り扱います。

- ⑦ 出品申込書の色記入欄は、車体色と色コード（カラー番号）の双方を記入する必要があります。車体色と色コード（カラー番号）が異なっている場合は、色コードが優先となります。また、色替えの場合は色替え後の色と元色を記入する。

- ⑧ 社外品は、出品申込書の注意事項申告欄に記入する必要がありますが、当該社外品が正常に機能しない場合は、その不良内容等を記入してください。

未記入の場合は、JU宮崎の判断によりクレームとなることがあります。

- ⑨ 出品申込書の装備品記入欄は、純正（メーカー・ディーラー）装備品のみ記入することができます。社外品であるにも関わらず装備品に○印を付した場合はクレームとなります。

なお、純正品が提出できない場合は値引き処理とします。

- ⑩ ナビ・テレビ・オーディオ・エアコン等のリモコン、ナビCD、リモコンキー等の付属部品は、書類と共にJU宮崎へ提出するものとします。

出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でもJU宮崎にその責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。

なお、出品店は、JU宮崎が付属部品を依頼してから7日以内に対応しなければなりません。

- ⑪ 出品申込書の後日品欄は、書類と共に後日送付するものを記入してください。

なお、後日品欄に記載がない場合でもセールスポイント欄や装備品欄に記入した装備品に関連する付属品等で、その動作に必要で重要な付属品であるとJU宮崎が判断した場合はクレームになることがあります。

- ⑫ エアバック装着車両（標準・オプション問わず）において、使用済・不良・欠品等の場合は、「エアバック修理要」、「エアバック欠品」、「エアバックランプ点灯」と記入する必要があり、記入のない場合はクレームとなります。

なお、故意の隠蔽等、悪質であるとJU宮崎が判断した場合は、クレーム裁定とは別に制裁を課すことがあります。

- ⑬ 特殊・特装車両等の出品は、特殊、特装部品が正常に作動することを前提とし、正常に作動しない場合は、ノークレームに該当する車両でもクレームになることがあります。

また、車両本体と特殊・特装部品の年式に2年以上の隔たりがある場合は、申告する必要があり、申告がない場合はクレームとなります。

クレーン車やタンクローリー車等を出品する際は、特殊、特装部品の検査証・証明書等の必要書類等の有無を記入してください。

- ⑭ ワンオーナーとは、新車登録使用者名義である場合を意味しますが、書類の関係上、新車登録使用者名義からディーラーまたは専門店に名義変更したものを含めてワンオーナーとみなします。

- ⑮ 保証書とは、新車登録時の販売店名が記載された保証継承ページがあるもの、または保証継承が可能な状態であるものとします。

ただし、メーカー保証期間が経過した車両は、保証継承ページが削除してある場合であっても、同冊子の記録簿等により当該車両のものと確認できる場合に限り保証書とみなします。

保証書は、書類と共にJU宮崎に提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でもJU宮崎に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。

- ⑯ 記録簿とは、最終使用者名義にて直近の法定点検（車検または12ヶ月点検）を行っているものとします。ただし、新車登録後12ヶ月未満の車両については、認証工場または指定工場による点検を一度でも受けた記録（日付、走行距離数等）があるものは記録簿とみなします。

なお、法定点検の記録が、ユーザー車検のみの場合は、記録簿とみなしません。

記録簿は、書類と共にJU宮崎に提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でもJU宮崎に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。

- ⑰ 落札店からのクレーム申立に対し、部品支給で対応する場合は、原則としてJU宮崎を経由することとしますが、出品店、落札店双方の合意があれば出品店から落札店へ直接送付することができます。この場合の送料は出品店負担となります。

また、出品店がJU宮崎に部品を持ち込んだ場合は、落札店への送付にかかる費用実費を出品店に請求します。

なお、出品店は部品対応することをJU宮崎に申し出てから、7日以内に対応しな

くてはなりません。

- ⑱ 出品店は出品車両についてスタート価格、希望価格を記入しなければならない。

ただし、コンダクター（調整人）に2万円以内の調整権限を与えるものとします。また、希望金額が記入された出品車両であってもオークション時に出品者不在の場合も希望価格の2万円以下で調整人は落札決定ができるものとします。

3. 走行距離記入における注意点

出品店は、出品車両の走行距離数の記入にあたり、出品時の走行距離計に示された距離数値を記入し、走行距離計の交換もしくは改ざんが明白な場合には、以下にしたがって、出品申込書にそのことを記載しなければなりません。もし、走行管理システムの走行距離チェックにおいて走行距離に改ざん等が判明した場合書類不備流しと致します。

① 走行距離計を交換した車両「\$」

認証工場または指定工場で作成された走行距離計が交換されたことを証する記録簿等の書面がある車両は、走行距離記入欄に、交換時の距離数と現在の距離数を合算した距離数値を記入し、メーター交換車を表す「\$」マークを付記すると共に、注意事項申告欄に「メーター交換車」の文言および交換を行った日付、交換時の走行距離数を記載します。

なお、走行距離計の交換が証明できない場合は「改ざん車」として取り扱うものとします。

② 走行距離計の改ざんが明白な車両「*」

過去の記録簿等により走行距離計の改ざんが確認できる車両は、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記入し、メーター改ざん車を表す「*」マークを付記すると共に、注意事項申告欄に「メーター改ざん車」の文言と記録簿等により判明した改ざん前の距離数を記載します。

③ 前各号以外で過去の記録簿等がなく実走行と判断できない車両「#」

走行距離記入欄に、走行距離計が示す距離数値を記入し、走行不明を表す「#」マークを付記すると共に、注意事項申告欄に「走行不明車」の文言を記載します。

④ タコグラフ装着車

車両総重量8トン未満のトラック、最大積載量5トン未満のトラック等、法律でタコグラフ装着が義務付けられていない車両で、積算距離計とタコグラフが一体式で装着されている車両は、タコグラフが新車時に取り付けられたものとみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

ただし、タコグラフを途中交換している場合は、客観的に判断できる交換記録を必要とし、記録がある場合はメーター交換車「\$」、記録がない場合は、メーター改ざ

ん車「*」として記載します。

⑤ セットアップ交換車

ディーラーによるセットアップ交換車両は実走行とみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

第3章 落札

1. 落札店注意事項

- ① 現車オークションにおいては、下記による現車確認が基本となりますので十分下見をした上でセリに参加してください。なお、外部からの応札の場合は、JU宮崎で下見代行を行っております。
- ② 落札車両と出品申込書の内容に相違がないか十分に確認してください。車両と出品申込書の内容に相違があった場合は、JU宮崎にクレームの申立をすることができます。
- ③ 出品リスト（出品一覧表）と出品申込書の記載内容に相違がある場合は、出品申込書の記載内容を優先します。
- ④ クレーム申立にかかる費用（ディーラー見積り費用）は、落札店の負担となります。
- ⑤ 出品車両の内・外装補助評価（A・B・C・D・E）ならびに事故補助評価（A・B・C）は参考補助評価であり、万一違いが生じたとしてもノークレームとします。
- ⑥ クレーム申立前もしくは申立中にJU宮崎の許可なく修理加修を行ってははいけません。
- ⑦ 車両の搬出はJU宮崎の所定の搬出票を提出して行います。

また、出品店・落札店が所定の搬出期限までに車両を搬出しなかった場合、当該車両を再出品いたします。この場合、再度規定の出品料をお支払いいただきます。

○流札車の搬出期限はオークション開催翌週の火曜日（4日目）17：00までに搬出して下さい。水曜日に残っている車両は自動的に再出品となります。

○落札車の搬出期限はオークション開催翌週の火曜日（4日目）17：00までに搬出して下さい。水曜日に残っている車両は自動的に再出品となります。

*再出品のコーナーは一般コーナーになります。（リユースコーナーでの再出品は同じリユースコーナーになります。）

○再出品された車両は出品停止が出来ませんのでご注意ください。

○再出品後搬出を希望される方はオークションセリ当日に書類不備流しの手続きを行なってください。この場合出品料をお支払いいただきます。また、搬出期限後のお持ち帰り車両に付きましても同様に出品料を徴収いたします。

⑧ 即落・ワンプラ等の出品店・落札店の都合による一方的キャンセルについて

○出品店・落札店双方からの都合キャンセル期限は、売買成立の翌営業日正午まで

にJ U宮崎事務局に申し出ることとします。

○土曜日・日曜日の成約分は月曜日の正午までに、月曜日の成約分は火曜日の正午、火曜日の成約分は水曜日の正午までとなります。ただし、成約日の翌日が祭日の場合はその翌営業日の正午までとします。

○搬出後の落札店都合によるキャンセルは認められません。

○キャンセル料は中商連オートオークション統一ルール（クレーム・ペナルティーに関する統一ルール）別表Ⅳに準ずる。

⑨ オークション当日のユーザー同伴の入場は禁止されています。発覚した場合は厳重な処罰が科せられます。

第4章 代金決済、書類と自動車税

1. 代金決済

落札車両の代金は5日以内に現金、または銀行振込にて決済してください。お振込の場合、振込手数料は落札店の負担とします。

2. 書類、書類遅延ペナルティ

① 出品店は成約車両の書類をオークション開催日より5日以内にJ U宮崎に提出（到着）してください。また、委任状・印鑑証明書の有効期限はオークション開催月の翌月末までの期限が必要です。

車検有効期限が翌月末で切れる場合は納税証明書が必要です。

また、車検有効期限が翌月末までに切れる車両は、オークション当日セリ終了時まで限り、落札店の抹消依頼が可能となります。

書類遅延ペナルティとして、オークション開催日より10日以後の書類到着は書類延滞ペナルティとして1万円、また翌日より1日当たり2千円を申し受けます。

② 原則として書類の有効期限はA A開催月の翌月末までであること。但し、出品申込書に有効期限日の記載があり、その有効期限日はJ U宮崎に到着日から20日以上あるものは落札者が承諾したものと受け付けます。

③ 下記事項について落札店から申告があった場合、やむなく早期名変を強いられたことのペナルティとして出品店は落札店に1万円を支払うものとする。

○出品票に記載の有効期限日より短い場合。

○有効期限日が開催月の翌月末まで無いのに、申告がされていない場合。

○有効期限日が記載されているが、J U宮崎に到着時20日以上有効期限がない場合

3. 名義変更

① ナンバー付きの落札車両は翌月末までに登録名義変更、または登録抹消を完了してコピーをJ U宮崎事務局まで送付（FAX可）してください。ただし、出品票に書類の

早期有効期限が明記され、早期名義変更を了解したものについてはその期限内に名義変更を完了すること。(FAXで送信する場合は到着の有無を電話で確認しなければならない)

また、落札店より所定の期限までに書類の写しの提出がない場合、現在登録証明書取得事務手数料として3千円を徴収する。

- ② 落札店が名義変更後の書類の写しを期限までに提出しないために自動車税還付譲渡手続きができない場合、落札店は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとする
- ③ 名義変更期限を過ぎての名義変更については、中商連オートオークション統一ルール別表Ⅳを適用します。なお、50日を経過した場合は運営委員会の裁定によるものとします。
- ④ 落札店による印鑑証明書の有効期限を切らしたり、書類の紛失については。落札店はJU宮崎を通して事態の解決を図るよう努めるものとする。なお、落札店による書類紛失の再交付については顛末書を提出する。

また、出品店は落札店から書類の再交付の申請があった場合は再交付に努めなければならない。但し、出品店が書類の差替え、または再交付の請求を受けた日から差替えの場合1ヶ月、再交付の場合2ヶ月の期間を経過した場合、落札店は書類の登録名義人に直接移転登録手続等の請求をすることができる。
- ⑤ 書類差替えの場合(名義変更期限を過ぎた場合も含む)、必ずJU宮崎を通じ、ペナルティは中商連統一ルール別表Ⅳを適用する。但し、書類の紛失についてもペナルティは中商連統一ルール別表Ⅳを適用する。
- ⑥ 落札店が名義変更前に交通違反等(迷惑駐車含む)を引き起こし、出品店に迷惑をかけた場合落札店は出品店に3万円のペナルティを支払うものとします。
- ⑦ 登録名義変更をしない悪質者に対しては、中商連オートオークション運営規約第33条のオークション入場停止等の裁定が適用されます。

4. 落札自動車の自動車税等

- ① 落札自動車がナンバー付きの場合、JU宮崎はオークション開催日の翌月から年度末までの、自動車税未経過相当額を預託金として落札店から預かり、落札自動車の登録結果により預託金の清算を行う。

また、落札自動車がナンバー付き軽自動車の場合、自動車税預かり保証金として1万円を落札店から預かります。

なお、毎年3月開催時は翌年度分(12ヶ月)の自動車税預かりとなります。

JU宮崎は、落札店から名義変更完了の通知確認後、預かり金の精算を行います。

○移転登録の場合。

原則として預託金の全額を出品店へ精算します。但し、3月開催A Aの同3月内の名変完了の場合は落札店に預託金全額を返金いたします。

○抹消登録の場合。

抹消登録がA A開催月の場合、預託金の全額を落札店に精算、抹消登録が開催翌月の場合は預託金のうち1ヵ月分の自動車税相当額を出品店に、残金を落札店に精算いたします。

○落札店が移転登録した後、同一年度内に抹消登録した場合。

落札店から抹消登録をした日より5日以内に申し出があった場合に限り、還付金相当額を再度精算、出品店に請求させていただきます。

○軽自動車税については開催年度内の軽自動車税は出品店の負担とします。また、年度内に名義変更された場合は預かり金を落札店に支払い、年度をまたいだ場合は預かり金から年税を差し引いた額を精算します。

② 納税証明書については、納税を証するものとして譲渡書類に添付することが基本ですが、実際には継続車検時に限り必要なことから、A A開催月翌月以内に車検が切れる車両については必要書類とし、提出がない場合は不備の取り扱いとなります。ただし、A A開催同一年度内に車検が切れる車両については、名義変更完了後に落札店から申し出があった場合は出品店にて継続検査用納税証明書を用意して頂きます。出品店は請求があった日から7日以内に納税証明書を提出するものとし、車検満了1ヶ月前に至っても提出がない場合はペナルティとして1万円が課せられます。

③ 非課税車両は出品店の義務とし、事前の申告があった場合は預託金並びに精算は行いません。事前申告が無く落札店名変後に月割りの自動車税を徴収された場合は、出品店は精算された預託金の全額を落札店へ返金するものとします。

自動車税還付請求権譲渡通知書は、特別の事情が無い限りお取り扱いいたしませんので、出品店にて保管してください。

⑤ 落札自動車の所有権をJ U宮崎が取得した場合でも、落札店はその自動車をJ U宮崎に引き渡すまでは自動車税を負担するものとします。

⑥ 自動車税が未納で落札店が立替払いをした場合は自動車税相当額、延滞金及びペナルティ1万円を出品店に請求いたします。(自動車税納付期限内は除く)

第5章 クレーム

1. クレーム解決に向けて

クレームが発生した場合、J U宮崎は、中立、公正な立場でクレームの裁定を行い、クレーム当事者は、J U宮崎の裁定に従うものとします。

出品店、落札店は、理解、協調の姿勢をもって、円滑に解決することに努めるものとします。

2. クレーム申立方法

- ① 落札店がクレーム申立をする場合、必ずJU宮崎を通して申立をしてください。理由の如何を問わず、JU宮崎の許可なしに出品店もしくは前名義人等に直接連絡したことが判明した場合はペナルティ3万円を課します。
また、出品店が落札店に直接連絡した場合も同様にペナルティ3万円が課せられます。
- ② クレームの申立は、原則として落札車両1台に対して1回の申立とします。
ただし、搬出前のみ受付されるクレームや後日送付する書類等によって判明するクレーム等、JU宮崎が認めた場合は、複数回の申立も可とします。

3. クレームの申立期間

- ① 基本となるクレーム申立期間
原則としてオークション開催日を含めて5日以内としますが、クレーム事項の種類ごとに別の申立期間を定めます。
また、クレーム申立期間の期間計算には期間中の日曜日および祝祭日を含み、期日の最終日がJU宮崎の休業日に当たる場合は、翌営業日になることがあります。
なお、JU宮崎が定める遠隔地落札店については、JU宮崎が定める期日の延長をする場合があります。
- ② 具体的クレーム事項の申立期間
クレーム事項の種類ごとに別表の申立期間を定めます。
なお、別表に記載のないものは、JU宮崎規約に従うものとします。

4. 用語の定義

別表で用いる用語の定義は、以下の通りとします。

①低価格車

落札価格20万円未満の車両（登録車・軽自動車）。

なお、落札価格に手数料は含まれません。

②搬出前

搬出前までのクレーム受付の最終期限は、オークション開催日を含む3日以内（最終日はJU宮崎営業時間内）とします。

ただし、期日の最終日が日曜日またはJU宮崎の休業日に当たる場合は、翌営業日になることがあります。

③諸経費

通常クレーム期間の諸経費は原則陸送費を言います。ただし、JU宮崎が認めた場合はその限りではありません。

5. クレーム裁定

クレームでキャンセルとなった場合は、落札料および落札店でかかった諸経費は出品店負担となります。

ただし、諸経費はJU宮崎が認めたものとし、販売できなかったことによる落札店の逸失利益は含まれません。

6. クレーム免責事項

以下に該当する事項は、原則として契約解除、代金減額請求を受け付けません。

- ① クレーム事由がメーカー保証で対応できる場合、ただし、その際にかかる保証継承代として1万円を出品店に請求します。
- ② 落札車両が初年度登録より10年、または走行距離が10万kmを経過している車両、並行輸入車、災害車の場合。
ただし、出品申込書のセールスポイント欄の記載箇所、エンジン、ミッション等の重大箇所、並びに重要装備品の不具合、欠品等、または虚偽申告、誤記入、記入漏れ等、JU宮崎が重大であると判断した場合クレームとなります。
- ③ クレームの対象となる部品代（新品価格）が2万円未満の場合。
ただし、出品申込書のセールスポイント欄の記載箇所は除きます。
なお、部品代をほとんど伴わず修理代が大半を占める場合は、JU宮崎が認める範囲で修理代を含めます。
- ④ クレーム申立前もしくは申立中に第三者へ転売、他のオークションに出品し成約した場合、または落札店自ら移転登録、抹消登録した場合（当日抹消依頼は除く）。
ただし、走行距離問題車・冠水車・接合車・盗難車はクレームの対象とします。
- ⑤ 出品申込書に記載された修復歴の内容以外に修復部位が判明した場合。
- ⑥ 出品申込書に「エンジン・ミッション異音」の記載がある場合のエンジン・ミッションに関する不具合。なお、エンジンオーバーホールを要するものも含まれます。
- ⑦ 落札店が、JU宮崎に対してクレーム申立を行った日より、その後7日間経過時点で再度連絡がない場合。
- ⑧ 日本国外へ輸出された場合（国内税関通過を含む）。
- ⑨ 別表においてノークレームと定めた事項の場合。
- ⑩ その他JU宮崎が申立却下判断した事項の場合。

7. 代金減額請求の上限

低価格車（20万円未満）の代金減額請求は、落札車両価格の2分の1を限度とします。

8. クレームと制裁

JU宮崎は、参加者の悪質なルール違反に対し、この運用規定に定められたクレーム裁定とは別に、中商連オートオークション規約に基づき制裁を課すことがあります。

9. クレームについて

- ① オークションでは全て中商連オートオークション統一ルール及びJU宮崎オークション運用規定並びに運用規約を基準に裁定いたします。
- ② 保証書あり、の申告で保証書がない場合はキャンセルを含むクレームとします。キャンセルの場合は、諸経費は出品店の負担とし、クレーム期間は書類発送後7日以内、またメーカー規定保証期間車両（新車登録5年以内）についてはペナルティ2万円、保証期間経過車両についてはノーペナルティといたします。

保証書は出品店の保管義務となっております。車内積み込みで紛失した場合でも出品店責任となりますので、書類と一緒に保管してください。

- ③ ワンオーナーの定義について

新車ユーザーから個人販売店の代表者登録（古物商コピー添付）は認めるが、出品時に車検証のコピーを添付する事とし、出品店と名義が異なる場合はワンオーナーと認めません。クレーム期間は書類発送後7日以内とし、キャンセルの場合は実費プラス2万円のペナルティを落札店へ支払います。

- ④ 外板の溶接交換（リアフェンダー、サイドシル、コアサポート等）未申告の場合は、クレームとします。但し、R点、低価格車、評価点3点以下の場合はノークレームとします。

- ⑤ 低価格車のクレームについて

落札価格が20万円以下の車両は原則ノークレームと致します。ただし、修復歴、エンジン、ミッション、デフ等の主要箇所欠陥がある場合のみ、AA終了後1時間以内の未搬出車に限りクレームを受け付けます。また、落札価格が10万円以下の車両につきましては、出品申込書の記載違いのみクレームの受付とし、他はノークレームとします。

*上記におきまして、冠水車、消火器散布、接合車、盗難車、走行距離、及び書類上でしか確認できないものはこの限りではありません

- ⑥ 出品申込書に「エンジン・ミッション異音・音・回り音」の記載がある場合においては、エンジン・ミッションに関する不具合は一切ノークレームとします。なお、エンジンオーバーホールを要するものも含まれます。

第6章 その他

1. 福祉車両の消費税

福祉車両は、当該車両に附属する対象装置の不良、欠品等の不具合がJU宮崎では判断できないため、出品店による非課税申告がない限り消費税は計上します。

ただし、落札店より非課税対象車であることが確認された場合は、出品店の承諾に関わらず消費税相当額を返還するものとします。その際の判断基準は、メーカーのお客さま相談室に問い合わせ、新車時に非課税対象車両と回答が得られた場合のみといたします。

なお、申立期間は書類発送後7日以内となります。

2. 商談コーナーの注意事項について

* 応札ありの後商談は、最終応札金額+1万円以上、応札なしの場合はスタート金額+3万円以上からの後商談受付となります。

* 後商談の申し込みは1台につき1回限りとします。電話による申し込みは受付いたしません。

* 後商談の権利は最終応札店がセリ該当車両終了後5分間の申込み優先権利があります。最終応札者以外の方は先着順の商談受付とします。(ここに言う、5分間という時間の管理はセリ機によって行う)

* 商談受付時間は、オークション終了後2時間までとします。

* 逆商談車両のクレームについては、以下の通常の商談クレームと同様の扱いとします。

○商談申込者

* 申し込み記入金額を出品店が了承(成約)した後のキャンセルは出品店の了解がないとできません。

* 後商談の申込者による長時間にわたる保留はできません。なお、出品店の了解を得た場合はこの限りではありません。また、この場合(長時間保留)の出品店提示金額での合意は出品店の了解を得た場合のみ成約と致します。

* サインは成約を形として残すだけで、出品店が売る意思を示した場合は成約とします。

○出品者

* 希望金額を提示して、申込者がいないと言った後、最初の金額で売るといっても申込者が了解しないと成約とはなりません。また、希望金額を高く変更することは認めません。

* 商談中の車両は結果が出るまでAA会場から搬出してはいけません。

第7章 雑則

1. 運用規定及び統一ルールの改正

この運用規定および統一ルールに改正が必要な場合は、中商連流通委員会、検査委員会の答申に基づき、中商連理事長が行うものとします。

2. 附則

この運用規定は、平成26年3月22日から施行します。

JU宮崎運営細則

1. 出品

- (1) 出品者は、車両搬入前に十分車両を点検し、車検証に基づいて出品申込書に正確に記入して下さい。（希望コーナー、スタート価格、希望価格は必ず記入して下さい）

出品車は5日以内に名義変更に必要な書類が決済できる車両。また、出品申込書に虚偽の申告・誤記入・記入洩れがなく正確に記載された車両であること。

車両の搬出は、JU宮崎に対して所定の搬出票（無い場合は免許証）を提出して行う。

出品店・落札店が所定の搬出期限までに車両を搬出しなかった場合には、当該車両を再出品するものとみなす。この場合においては、再度、出品料を支払わなければならない。

◎出品自動車の評価基準

JU宮崎の検査員が行う出品車の検査・評価基準は別表をもって定める。

出品者は出品車について、スタート価格及び希望価格（指し値）を記入しなければならない。

但し、調整人には20,000円以内の調整権限を与えるものとする。

指し値の指定があっても、出品者が指定の場所に希望価格を記入しAA出品時に不在の場合にも20,000円の範囲内で調整人は指し値以下の価格で落札の決定ができるものとする。

出品車は全て日本オークション協議会の走行管理システムにて走行距離のチェックを行います。

もし、走行距離に改ざん等があった場合は書類不備流しと致します。

- (2) 福祉車両の消費税については原則出品店より申告があった場合、消費税非課税とします。申告がない場合は課税か非課税かの判断がつかない為、消費税を計上するものとします。但し、落札店より書類発送日より7日以内に申告があった場合は消費税を返還するものとします。（その際の判断はメーカーのお客様相談室に問い合わせ、新車時に非課税対象車両と回答があった場合のみ消費税を返還します。）

2. 書類、代金の決裁と自動車税について

- (1) 出品者は、成約車の書類をオークション開催日より5日以内にJU宮崎に提出して下さい。

委任状及び印鑑証明の有効期限は、AA開催月翌月末迄必要です。車検有効期限が

翌月末で切れる場合は納税証明書が必要です。(軽自動車除く)落札者は、ナンバー付きの車輛は翌月末迄に抹消、又は名義変更をしてコピーを速やかに事務局まで送付して下さい。

また、車検が翌月末までに切れる場合、オークション当日に限り落札店より抹消依頼が可能です。

書類延滞ペナルティはAA開催日より10日以降過ぎたらペナルティ10,000円また翌日より1日×2,000円となっています。

(2) 車輛代金は、5日以内に現金、又は銀行振込にてお願いします。

《注意》入会后最初の落札車輛は、車輛代金の決済後に車輛の搬出をお願いします。

AA当日の搬出は出来ません。

◎書類の有効期限について

(1) 原則として書類の有効期限はAA開催月翌月末までであること。但し、出品申込書に有効期限の記載があり、JU宮崎に到着日より20日以上有効期限があるものは、落札者が承諾して落札したものとして受付ます。

(2) 下記事項について落札者の了解が得られたものは、早期名変ペナルティーとして出品店は落札店に10,000円を支払うものとする。

①記入有効期限より短い場合。

②有効期限が翌月末まで無いのに申告がされていない場合。

③有効期限の記載はされているがJU宮崎到着時20日以上ない場合。

◎登録名義変更

(1) 落札者は、ナンバー付き落札自動車についてオークション開催月の翌末日迄に登録名義変更また抹消登録を完了してください。完了後に車検証等名義変更を明らかにする書類の写しを登録月の翌月5日までにJU宮崎へ提出をお願いします。

(出品申込書に書類の有効期限が明記され、早期名変を了解したのものについてはその期限内に名義変更を完了すること。また、車検切れでナンバー付車の場合も翌月末までに完了して下さい)

なお、ファックスで届け出る場合は到着の有無を確認しなければならない。

また、落札者より所定の期限までに提出が無い場合は、現在登録証明書取得事務手数料3,000円を徴収します。

(2) 落札者が名義変更書類の写しを期限までに提出しないため、自動車税還付譲渡手続が出来ない場合は、落札者は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとします。

(3) 名義変更期限を過ぎての名義変更については、中商連統一ルール別表Ⅳを適用する。尚、50日を経過した場合は運営委員会の裁定によるものとします。

(4) 落札者に交付された印鑑証明等の有効期限を切らしたり書類を紛失した場合、落札者はJU宮崎を介して事態の解決を図る様に努めるものとします。なお書類紛失の

再交付の場合、落札者は顛末書を提出する。また、出品者は落札者から再交付の申請があった場合は再交付に努めなければならない。ただし、出品者が書類の差替え又は再交付の請求を受けた日から差替え1ヶ月、再交付2ヶ月の期間を経過した場合、落札者は書類の登録名義人に直接移転登録手続等の請求をする事ができる。

- (5) 書類差替えの場合（名義変更期限を過ぎた場合も含む）、必ず主催商組を通じ、ペナルティは中商連統一ルール別表Ⅳを適用する。ただし、書類の紛失については、ペナルティは中商連統一ルール別表Ⅳを適用する。
- (6) 落札者が名義変更前に交通違反等（迷惑駐車含む）をおこし、出品者側に迷惑をかけた場合、落札者は出品者に30,000円のペナルティーを支払うものとします。
- (7) 登録名義変更をしない悪質者に対しては、中商連オートオークション運営規約第33条のオークション入場停止等の裁定が適用されます。

◎落札自動車の自動車税等（J U宮崎細則）

- (1) 落札自動車がナンバー付きの場合、J U宮崎はオークション開催日の翌月から年度末までの自動車税未経過相当額を預託金として落札者から預かり、落札自動車の登録結果により預託金の清算を行います。

又、落札自動車が軽自動車の場合、自動車税預り金として10,000円を落札者から預かります。

なお、3月開催分は翌年度分（12ヶ月）の自動車税となります。

J U宮崎は、落札者から落札自動車の名義変更完了の通知確認後、預かり金の清算を行います。

①移転登録の場合。

原則として預託金の全額を出品者へ清算します。ただし、3月開催A Aで同月内名変の場合は落札者に全額返金します。

②抹消登録の場合

抹消登録がA A開催月の場合は預託金の全額を落札者に清算、開催翌月の場合は預託金のうち1ヶ月分の自動車税相当額を出品者に、残金を落札者に清算します。

③落札者が移転登録した後、同一年度内に抹消登録した場合。

落札者から抹消登録をした日より5日以内に申し出があった場合に限り、還付金相当額を再度清算、出品者に請求させていただきます。

- ④軽自動車については、開催年度内の軽自動車税は出品者の負担とします。また、年度内に名義変更された場合は預り金を落札者に支払い、年度をまたいだ場合は預り金から年税を差し引いた額を清算します。

- (2) 納税証明書については、納税を証するものとして譲渡書類に添付することが基本ですが、実際には継続車検時に限り必要なことから、A A開催月翌月以内に車検が切れる車両については必要書類とし、提出が無い場合は不備の取扱いをします。ただし、

AA開催同一年度内に車検が切れる車両については、名義変更完了後に落札者から申し出があった場合は出品者にて継続検査用納税証明書を用意して頂きます。出品者は請求があった日から7日以内に納税証明書を提出するものとし、車検満了1ヶ月前に至っても提出が無い場合はペナルティーとして10,000円課せられます。

- (3) 非課税車両は出品者の申告義務とし、事前の申告があった場合は預託並びに清算は行いません。申告がなく落札者名変後に月割りの自動車税を徴収された場合は、出品者は清算された預託金の全額を落札者へ返金するものとします。
- (4) 自動車税還付請求権譲渡通知書は、特別の事情が無い限りお取扱いいたしませんので、出品者にて保管下さい。
- (5) JU宮崎が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札者は、その自動車をJU宮崎に引き渡すまでは自動車税を負担するものとします。
- (6) 自動車税が未納で落札店が立替払いをした場合は自動車税相当額、延滞金及びペナルティ10,000円を出品店に請求致します。(自動車税納付期限内は除く)

3. クレームについて

- (1) オークションでは全て中商連オートオークション統一ルール及びJU宮崎オークション運用規定並びに運用規約を基準に裁定致します。

- (2) 保証書有りの申告で保証書が無い場合

保証書有りで保証書が無い場合はキャンセルを含むクレームとします。キャンセルの場合は、諸経費は出品者負担とし、クレーム期間は書類発送後7日以内また、メーカー規定保証期間車両(新車登録5年以内)についてはペナルティー2万円、保証期間経過車両についてはノーペナルティとします。

保証書は出品店の保管義務となっております。車内積み込みで紛失した場合でも出品店責任となりますので、書類と一緒に保管して下さい。

- (3) ワンオーナーの定義について

新車ユーザーから個人販売店の代表者登録(古物証コピー添付)は認めるが、出品時に車検証のコピーを添付する事とし、出品店と名義が異なる場合は認めません。クレーム期限は書類発送後7日以内とし、キャンセルの場合は実費プラス2万円のペナルティーを落札者へ支払います。

- (4) 外板の溶接交換(リアフェンダー、サイドシル、コアサポート等)未申告の場合は、クレームとします。

但し、R点、低価格車、評価点3点以下の場合はノークレームとします。

- (5) 低価格車のクレームについて

落札価格が20万円以下の車輛は原則ノークレームと致します。但し、修復歴、エンジン、ミッションデフ等の主要箇所欠陥が有る場合のみ「AA終了後1時間以内の搬出前まで」に限りクレームを受付けます。

また、落札価格が10万円以下の車輛につきましては、出品申込書の記載違いのみクレームの受付とし、他はノークレームとします。

※上記におきましても冠水車、消火器散布、接合車、盗難車、走行距離、および書類上でしか分からないものはこの限りではありません。

(6) オークションでのクレームはすべてJ U宮崎を通して処理して下さい。出品者等への直接の問い合わせは認められません。オークション当日は、クレームコーナーを設けております、ご利用下さい。

オークション当日のユーザー同伴の入場は禁止されています。発覚した場合は厳重な処罰が科せられます。

(7) 落札店がクレーム申立をする場合、必ず主催商組を通して申立をしてください。理由の如何を問わず、主催商組の許可なしに出品店もしくは前名義人等に直接連絡したことが判明した場合はペナルティー3万円を課します。また、出品店が落札店に直接連絡した場合も同様にペナルティー3万円とします。

(8) 出品申込書に「エンジン・ミッション異音・音・回り音」の記載がある場合においては、エンジン・ミッションに関する不具合は一切ノークレームとします。なお、エンジンオーバーホールを要するものも含まれます。

4. 商談コーナーの注意事項について

※応札有りの場合は応札金額+1万円以上、応札無しの場合はスタート金額+3万円以上から受付

※申込みは1台につき1回限りです。電話による申込みは受け付け致しません。

※最終応札者がセリ終了後5分間の申込優先権利があります。それ以外の方は先着順の商談受付とします。

※5分間という時間の管理はセリ機によって行う。

※商談受付時間は、オークション終了後2時間までとする。

※逆商談車輛のクレームについては、通常の商談クレームと同様の扱いとします。

○商談申込者

※申込み記入金額を出品店が了承（成約）した場合後のキャンセルは出品店の了解がないと出来ません。

※長時間にわたる保留は出来ません。出品店の了解を得た場合はこの限りではありません。

※長時間にわたる保留後の出品店提示金額での合意は出品店の了解を得た場合のみ成約とします。

※サインは成約を形として残すだけで出品店が売る意思を示した場合は成約とします。

○出品者

※希望金額を提示して申込み者がいないと言った後、最初の金額で売ると言っても申込み者が了解しないと成約とはなりません。また、希望金額を高く変更することは認めません。

※商談中の車両は結果が出るまでA A会場より搬出してはなりません

5. その他注意事項

(1) 会員毎の出品リスト、落札票、仮計算書などは、各自端末から印刷お願いします。

(2) 走行管理システムの利用について

全国のオークション出品車両データを利用して、下取り車などの走行距離を事前にチェックできます。所定のF A X用紙で申し込みください。

1. 検索費用は1台につき500円、POS会員は1500円となります。
2. 添付用紙をご利用下さい。

(3) 車輛引取期限について

①流札車

- 翌週火曜日の17:00(4日目)までに搬出してください。
- 水曜日に会場に残っている車輛は自動的に再出品となります。

②落札車

- 翌週火曜日の17:00(4日目)までに搬出してください。
- 水曜日に会場に残っている車輛は自動的に再出品となります。

※コーナーは一般コーナーになります。(リユースの残り車両は同じリユースコーナーになります。)

- ・再出品された車輛は出品停止ができませんのでご注意ください。
- ・再出品後搬出を希望される方はセリ当日に書類不備流しの手続きを行なってください。(但し、出品料は頂きます。)
- ・搬出期限後の持ち帰り車輛についても同様に出品料を徴収致します。

(4) 即落・ワンプラ等の出品店・落札店の都合による一方的キャンセルについて

- ①出品店/落札店双方からの都合キャンセル期限は、売買成立のよく営業日正午までにJU宮崎事務局へ申し出る事とします。
- ②土曜日・日曜日の成約分は月曜日の正午まで、月曜日の成約分は火曜日の正午までとなります。

但し、成約日の翌日が祭日の場合はその翌営業日の正午までとします。

- ③搬出後の落札店都合によるキャンセルは認められません。
- ④キャンセル費用は、中商連運用規則の別表Ⅳに準ずる。

6. 雑則

(1) 付則

この運営細則は、平成26年3月22日から施行します



「即落サポート」について

※運用規定、運営細則より抜粋

手数料

落札料…15,000円（税別）

入金期限

落札日を含む5日以内

落札車両の搬出期限

落札日を含む4日以内（入金後搬出を原則とする）

クレーム期限

落札日を含む5日以内（日曜日および祝祭日を含む）

※JU統一ルール、JU宮崎運営細則、運用規定で実施

キャンセルについて

落札日の翌営業日正午まで（搬出後は不可）

※ペナルティ5万円 + 成約料 + 落札料

【J U九州ブロック オートオークションクレーム裁定】

- (1) カギは給油口の分を必ず備えていること。但し、搬出前までのクレームとします。
- (2) 離島登録車の自賠償の差額については、出品店負担とします。(沖縄県を除く)
- (3) エンジン本体・デフ・ミッションのクレームについては、落札店が部品提供又はキャンセルの選択ができるものとし、他のクレームについては部品提供を基本とします。
なお、落札店への部品到着期は、クレーム申立日より7日以内とし、部品到着期限を過ぎた場合、落札店はキャンセルができるものとします。(部品提供の場合の工賃は落札店負担)
- (4) 改造部品等の脱着跡についてはノークレームとします。
- (5) メーターに関するクレーム対応オイル交換・タイミングベルト交換のステッカー等は参考資料とします。
- (6) 登録名義の変更について主催商組は、名義変更保証料を預かることができます。
落札店が書類の写しの提出期期限を過ぎたために、出品店が自動車税還付譲渡手続きが出来ない場合は、落札店は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとします。
- (7) 落札車両の自動車税等について
 - ① 落札された自動車の自動車税は、当該オークションが開催された月の分までは出品店の、翌月以降の分は落札店の、それぞれの負担とします。
 - ② 落札された自動車が軽自動車の場合、オークション開催年度内の軽自動車税を出品店の負担とします。
但し、年度末月に開催するオークションでの翌年度軽自動車税の取扱いについては落札店の負担とします。
 - ③ 主催商組が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札店は、その自動車を主催商組に引渡すまでは、なお、前項による自動車税を負担します。
- (8) 落札車両がナンバー付で車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末までなく、落札店より主催商組を介し出品店へ抹消依頼があった場合、出品店は抹消の手続きに応じるものとします。
なお、抹消依頼の受付はオークション当日限りとします。
また、車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末以降もある場合は落札店が抹消手続きを行うものとします。
- (9) 低価格車の「落札価格が10万円未満車両」の取扱について
落札価格が10万円未満の車両については、出品申込書の記載違いのみクレームの受付とし、他はノークレームとします。
但し、冠水車、消火器散布、接合車、盗難車、走行距離および書類でしか分からないものは、この限りではありません。
- (10) エアバッグの破裂の隠ぺいについて (平成28年11月22日)
エアバッグの破裂の隠ぺい等と主催商組が判断した場合、当該車両については出品店が関与・不関与を問わず、キャンセルできるものとします。
なお、出品店が関与している場合は、中商連オートオークション統一ルールに基づき、裁定を課すものとします。
クレーム申立期間は「評価点」・「コーナー」を問わず、全てにおいて当日を含む3ヶ月とします。
- (11) クレームキャンセル時の陸送料金について (平成26年7月8日)
主催AA会場から落札店までの陸送料金(実費)とする。
但し、落札車を他AA会場等に搬入しクレームキャンセルになった場合、落札店又は他AA会場の近距離の方の陸送料金(実費)にて処理する。